

「令和7年度データ利活用事例創出・ニーズ把握実施業務」 企画提案説明書（募集要項）

1 業務名

令和7年度データ利活用事例創出・ニーズ把握実施業務

2 業務内容

企画提案説明書（仕様書）のとおりに

3 スケジュール

(1) 公示

令和7年8月29日（金）

(2) 質問受付期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月4日（木）午後5時まで

(3) 参加意向申出書の提出期限

令和7年9月8日（月）午後5時

(4) 企画提案書等の提出期限

令和7年9月10日（水）午後5時

(5) プレゼンテーション審査

令和7年9月下旬（予定）

(6) 審査結果・選定事業者の決定

令和7年9月下旬（予定）

(7) 契約締結

令和7年9月下旬（予定）

4 参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり参加意向申出書を提出すること。

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

(2) 提出方法

郵送または持参（持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで）

(3) 提出先

下記11のとおり

(4) 提出期限

令和7年9月8日（月）午後5時まで

(5) 提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書類の提出を認めない。

5 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

企画提案説明書（仕様書）のとおりに

(2) 提出書類

ア 企画提案申込書（様式2）

イ 企画提案者概要（様式3）

ウ 企画提案書（様式は任意）

※ 業務実施体制、実施スケジュールが確認できる内容とすること。

※ 提案書の分量は、添付資料等も含めてA4判15ページ程度までとする。

エ 積算書（様式は任意）

※ 積算根拠は、「〇〇一式」ではなく、積算した作業ごとに役割、単価及び工数がかかるように記載すること。なお、この積算額は、企画提案書が選定された場合に、提案者との契約額を確定するものではない。

オ 申出書（様式5）

カ 登記事項証明書

※ 参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの。写し可。

【提出にあたっての留意点】

- ・上記提出書類を、電子データにより正本・副本1部ずつ提出すること。
- ・正本は上記ア～エ、副本は上記イ～エの構成とする。
- ・正本にのみ、提案者の名称、事業所の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号を記載し、副本には提案者を特定することができる情報を記載しないこと。
- ・上記オ及びカについては、札幌市の競争入札資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者のみ提出すること。

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

下記11のとおりに

(5) 提出期限

令和7年9月10日（水）午後5時まで

6 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されており、かつ次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全なものでないこと。

イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

エ 共同請負を認めるときは、当該共同請負人がそれぞれ単独で又は他の者と共同して参加していないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。

キ 法人税、消費税等、納付すべき税金を滞納していないこと。

(2) 札幌市競争入札参加資格者ではない者にあつては、(1)の要件を満たすほか、次のアからオのいずれにも該当しないものであること。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

(エ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- (キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前1期の決算（当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式4）に要旨を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は、「【質問書】令和7年度データ利活用ニーズ把握実施業務」とすること。

(2) 提出先

下記11のとおり

(3) 質問受付期間

令和7年8月29日（水）から令和7年9月4日（木）午後5時まで

(4) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。企画提案を募るうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問者の名を伏せてホームページで公表する場合がある。

8 予算上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

9 企画提案の選定方法

(1) 審査

上記5で求めた書類により審査を行うこととし、当財団職員及び外部有識者からなる「令和7年度データ利活用事例創出・ニーズ把握実施業務 公募型企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において、下記10により総合的に審査する。

審査は、下記10に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、実施委員会で協議のうえ、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知

実施委員会による審査の結果は、企画提案者に対し、速やかに文書により通知する。提案者が1者のみであっても、実施委員会が定める最低基準点を超過している場

合は契約候補者とする。

(3) 契約の相手方について

契約の相手方は、実施委員会の審査によって選定された者との間で随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容は、選定後に当財団との交渉を通じて決定する。

10 審査項目、配点、審査基準

(1) 審査項目及び配点

項目	評価点 ← 良い ・ 悪い →	配点	満点
① 業務遂行能力全般			
ア 業務遂行体制	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 3	15
イ 類似業務実績	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10
② 企画提案内容			
ア セミナー・研究会またはアンケート調査の実施	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 6	30
イ データ利活用事例の創出	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 5	25
ウ 取引事例の創出	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10
エ 掲載データ増加に向けた誘引活動	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	× 2	10

(2) 審査基準

① 業務遂行能力全般

ア 業務遂行体制

- ・業務を円滑に進めるために、業務経験等を踏まえて適切な人員配置が予定されているか。
- ・全体のスケジュールや予算配分が適切であるか。

イ 類似業務実績

- ・類似のセミナーや研究会の開催、またはアンケート調査の実施実績があるか。
- ・適切な機関・業界などとの連携が見込めるか。

② 企画提案内容

ア セミナー・研究会またはアンケート調査の実施

- ・都市の課題解決や住民の生活向上に資する提案内容となっているか。
- ・ドローン、宇宙衛星データ、IoT関連データ、交通関連データなどの利活用に関する提案内容となっているか。
- ・セミナー・研究会またはアンケート調査を実施するだけでなく、その結果を踏まえて、民間事業者のデータ利活用ニーズを分析・把握することにつなが

る提案内容となっているか。

イ データ利活用事例の創出

- ・「さっぽろ圏データ取引市場」における取引件数が増加するようなデータ利活用事例の創出が見込めるか。

ウ 取引事例の創出

- ・データ取引事例が生まれるよう、積極的にフォローアップを行う提案内容となっているか。

エ 掲載データ増加に向けた誘引活動

- ・「さっぽろ圏データ取引市場」における掲載データが着実に増えるような提案内容となっているか。

11 書類の提出先、問い合わせ先

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 プロジェクト推進課 渡辺

TEL：011-871-8911 メール：project@sec.or.jp